

都市計画道路の計画線の相談について

令和7年2月12日

都市整備局都市づくり政策部都市計画課では、都市計画相談窓口（下図参照）を設置し、都市計画に関する各種相談に応じています。

このうち、**区部の都市計画道路（一部の区移管道路、事業中・完成区間を除く）**の計画線の位置に関しては下記のとおり受付していますので、ご案内します。

1 相談時間について

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）（土曜、日曜、祝日は休みです。）
窓口の混雑を避けるため、午前中は11時30分まで、午後には4時30分までに受付に来て頂くようご協力をお願いします。

※令和7年3月14日以降の相談からオンライン予約制となります。（3月1日から予約受付開始）予約ページからあらかじめご予約の上、ご来庁ください。

2 持参いただく図面等について

付近案内図（町丁目・街区番号が読み取れる地図や住宅地図の写し等）をご持参ください。

3 電話相談について

電話では、**区部の都市計画道路の概要をご説明しますが、敷地と計画線の位置関係については、電話での把握は困難であるため相談には応じておりません。**

4 その他留意していただく事項について

(1) 他の部署におたずねいただく事項

●事業中の都市計画道路

国が事業者の場合：「関東地方整備局の各国道事務所」
東京都が事業者の場合：「東京都建設局の各建設事務所等」
区が事業者の場合：「各区の建設部又は土木部等」

）にお問合せください。

●区移管の都市計画道路

各区の都市計画道路担当部署で相談を受けています。

（区移管道路かどうかは区が担当へお問合せください。）

●多摩地域の都市計画道路

各市町村の都市計画道路担当部署で相談を受けています。（外環の2は除く）

●現況道路の幅員

国道：東京国道事務所の各出張所
都道：東京都建設局の各建設事務所
区道：各区の建設部又は土木部

）にお問合せください。

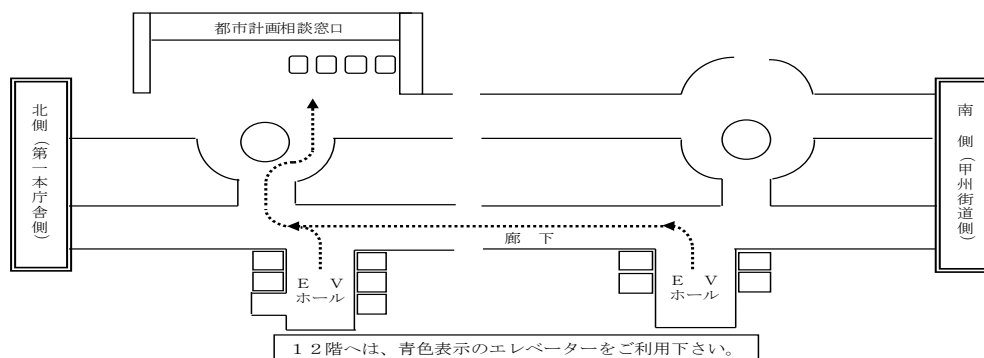
(2) 都市計画道路図面（1/2500 道路網図、都市計画決定図書）等のコピー

都市計画法第20条により縦覧に供しており、コピーには応じておりません。

(3) 都市計画道路線の図示

都市計画線の位置は、参考図を用いて口頭説明しており、**計画線の記入は応じておりません。**

5 相談窓口の案内 【都庁第二本庁舎12階平面図】



※ 上記についての問い合わせ先は

東京都 都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課 都市計画相談担当
住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号（都庁第二本庁舎12階北側）
TEL（直通） 03-5388-3213